諸藩蔵版書目筆記

二

イ加8
769
2

4 加賀
諸 769
巻 2

宮城縣立圖書館

諸藩藏板書目華記卷之二

信濃 東條耕子藏著
門人 佐藤養君正校

○尾府明倫堂 明倫堂ハ學館の名別ハ繼述館也
あるべしとかハ明倫堂のこゝハなり

解書治要五十卷五十本 唐魏徵撰
李忠定集四十四卷四十五本 宋李綱撰 二種共活字板
帝範四卷二本 唐太宗撰
魏鄭公諫錄五卷二本 唐王方慶撰
陸宣公奏議集注廿二卷十本 唐陸贄撰 府教授石川安貞

集注

今文孝経鄭注一卷引證一卷合一本 岡田挺之撰

李伯紀忠義編七卷七本 府醫原田庵撰

冢注周易十卷五本

冢注尚書十二卷六本

冢注毛詩二十卷十本

韋注國語增注廿一卷六本

左傳杜解增注二十卷十五本 以上五種冢田庵撰

謹て按るに尾府文學の盛なる事東海に冠たり

安永中儒官に命じて群書治要と校正

一活板にて三百部を刷り十部をもつて

清國へ贈るべし書家時に既に散佚して

彼土の人知るもの稀にして幸に彼土に移して

活世に行るべし文の大昔なるを謂ふべし

に活板に我土文運の隆盛なること海外

に人知る所なり今此清人儀徴の阮元の輩

経室全集中校勘して治要提要と称して

校勘記を載せ彼土の人知らんことを

在りしに外府の藏板精密なる今一部に

訪搜に遑なきれい僅に開見せるもの

諸藩の首として於しぬ

○紀府學習館

倭名類聚抄廿卷十本 源順撰 唐儒 那波觚校刊

活所遺稿十卷七本 那波觚撰

活所備明録三十卷十五本 同上

木菴集七卷三本 那波孝之撰

膳餘雜録五卷五本

右の四種の書は世世ふるく學舍の名

目なりて藩校ともいはれしもなく

唐もて雕刻ありしもの名家の人々著述

と今ふ伝へうる幾澤なる何是□□□人く

へ賜ふしと聞へ元者いつれも寛文延宝の

ら紀州なる

儒書説三卷三本

孝經集傳一卷一本

論語集解補解十卷四本

新定三禮圖考四卷四本 以上山本維孝撰

九經補韻一卷一本 末揚伯嵒撰 川合裏平校刊

南紀風雅集三卷三本 伊藤仁斎編

校正貞觀政要十卷十本 唐吳兢撰 元戈直注

我土貞観政要の鏤板は慶長中三要長老の
校正本寛文中京師の坊刻本を始の小田原
家校正本あるいらの板と四通りを合わせ
ふ慶長寛文の誤謬を削正して頗る精
核を極むされども日種或板もあらんなを
いまだ花あるい別種ふ多し既ふ
頃聖年学を清の王引之の経傳釈詞を雕
刻あるふ京士集うまる別ふ花板ふを
もって僕らの編を草をしはをる諸藩ふ
て進ずるの書名をふ重復をなるものを

書して徐ろに比較ふ既ふものは除き
て決板ふ多ふ多ふ婆ふ多ふ
多ふ
因ふ方ふ紀府を伊藤蘭渠福国南海崖然師
川合春川柳宗董沙京源松菴お找をしをと
して名儒ふ多ふれい藩侯の花板通て府
多ふ多ふ多ふ儒侯壬藤支俗僕ふ法ふね
僕ふ諸藩侯花板書目草稿を編著ふん
ふふふい是ふ考形を

○水府彰考館

大日本史二百五十卷

拔業抬集集三十卷 三十五本

續拔業抬集集十三卷 十三本

花押叢七卷

續花押叢七卷

參考源平盛衰記五十本

參考保元物語三卷

參考平治物語三卷

參考太平記四十一卷

靠水文集三十 廿七本

朱氏談綺八卷四本

韋山文集廿五卷

韋山詠草五卷

西山隨筆二卷

西山奇方八卷

草露貫珠廿二卷 抬選一卷廿本

三國華海全書廿五卷廿本 薩真幸撰

赦氏妙藥集二卷一本

新錄舍志九卷八本

校正都氏文集三卷

校正続古年記二巻
校正懼高文集十巻
校正洪武正韻
校正古篆彙選

右廿四種義云の獨[illegible]出て諸家を選擇して其の書材を[illegible]て示校をしむ云宗室の貴戚[illegible]て謙遜して儒士を優待[illegible]その嘉言善行は安積覺の義云行実立原萬の西山云遺事ふ載せられ[illegible]ふ及ぶ[illegible]儀先ふ萬の男任と情交深くして世蠹の我

初めて[illegible]

○福井藩明善堂

垣菴文集十巻五本
四書通解十九巻八本 伊藤元圭撰
四書畧図解二巻二本 大原武清撰

右は三種はいつれも元禄中ふ[illegible]て藩の學舎にて雕刻なり[illegible]今は傳流稀なり

五経傳刊十一巻十一本
孔在楼筆記四巻四本

孔雀楼文集八卷五本 以上三種清田伯撰

邀翠館集十二卷四本

尋海草一卷尋山草一卷合一本 以上二種伊藤緒撰

先年藩の儒官高野拙左衛門と潢燕交の和
法考昔時の伊藤拙菴子孫潢ふ礼
過ぎしに話ぎきふ拙菴儒職ふして
祿秩八百石二十人扶持して寛文のそしを
光通君の時ふ聘をられその男平菴子也を
しめふ門人播磨清田百高を召ふして
遂祿繁いしむ百高ふ能潢ふそを能潢ふ

男ハ潢ふ二男伯ハ又の田姓ふ復して清
田と称ふ二人ともふ藩ふ仕ふ年久しく
侍講の勲労あるを少く其著述多く藩
を雕刻の費費と称して上本ふ出ふる南
時々儒士を優待して文学を崇奉ふ
諸藩ふも一般の風習ふされども少
きハ学ふされハ綿きハ自然の勢ひふ
して学保ふるのちハ文学盛ふ到ふ諸藩
ふふ侍講教授等官ふの設ふ到ふも儒
員を置ふ形ふ迫て著述を雕刻ふ費

編るやうの事さく形しまく儒士一史ともに
精通をきれいに古今を博綜して顧問備諮に
任ふ為るべき人物も形く漢土の事歴を
研究する人い我土の典籍を知り我家の
典籍を諳習するも素元ら鎌の武家規定
武用法令ふを知るもの形く遂ふ儒士も也
の如用れもの形うと世信ふ後人に形ふ
なりしい儒士寡聞固陋の人多くして有用
正大時勢得ふ志ふ人なけ是い形ふ儒
士ふ新家して三十石ふ面そしい土佐の

小倉三省法景の熊深蕃山のごとなれども両
人ともふ登用の法家ふ累遷をうけてく
ふれいきもあふ法く垣菴い新ふ八百石
二十口とかうしい南時の奇遇ともいふ法
ふまふ南時藩君の明敏ふ方ふて
能も男形ある形を時ふ中の叩く社
ふうき人ある法なうそ

汲古閣本孝経正義九巻三本
汲古閣本論語正義廿巻十本
周易正義校勘記附十一巻九本

福井家にて已前より十三経注疏翻刻ありて
きこえ法好君法温成法洸の時儒官高野越古法
つくりて僅に開会をあつて流ふるその業なる
一き所なりしが世上事好学にてその
なりしに文法ふ先哲の遺志なりとて係りて
雕刻ありしに流ふ初点本の事ふ多い
しふ或人蕃くもしに下総国の土豪関東
う汲古閣板十三経と花好ふ部をしら僅ふ
素経論語のみ出来して詩経を書ふ雕刻を
う決ふ集設して累らしして跡を続て刻ひ

ようとも形ふ文経ふしてあるふかの形を摹
ひ板本を買ひて縮刻しのそひ以て便利ふ
あるべしと勅をけるに有司もその法ふ
法いたのかを摹の板本を購ひ詩経刻をし
ふ的にてなる文比藩の記室国本拙助しこ云
そのハ越先法門ら門人形をしら僅ら越先
法つと熟文なるにてつて越古法つ設法を
僅と法ふして経文と諸書して僅ら跡安と
納ふ井子日脱ふ数部を文に伝ていそのふ
注疏縮刻の事をうくて方七古の摹を経ふ

金をもとにして彫らせて協助し
告しは大藩にて注疏全部の雕刻を古人の
新得る閣下一部の資を奉るに過ぎざる
もは他人の有る物を譲刻するとは異
てもの事校勘記付のうち抜きて勘定
されは僕の責を藩有司に告しふ有司まず
儒官菊本某に諮議するに某の中也
校勘記付は東條生也に通じ
て僕の責を免ぜられ僕より協助ふ告
く仏国孫は十七史に渉て世上概してから

らん記付と唱へるも声ほにして文字墨く
されは藩の儒官なりし人熱古海門没して
活は院元の校勘記を見しに人も彫しと云也
して校勘記周易一部出して集まるをしむ
もとより初て校勘記付て雕刻するふ
宮まで々々の後協助も没し藩ふ
も事故多くして主張まて大極世の儒
士と称る人大象名士はまるも校勘記仏
国紙にも一見せして人識るうふ
布し吾邦の士つまて博覧宏識なるも

一一寡聞固陋校讐淺見ふ蔭まゝに白れ

○雲藩明教館

輔儲編二卷三本 宇惠撰

古文矩一卷文變一卷合一本

四家鳥十二卷六本 二種物茂々撰 宇惠校刊

荀子遺集三卷三本

世說新語補考二卷二本

同續考一卷一本

說苑考二卷二本 三種桃井 源基撰

出雲天隆公壽花記一卷一本 孔平信 敏撰

鳩石集初稿七卷三本 日上

古今名物類苑集五卷後集七卷續集二卷拾遺

四卷合十八本 陶方琦尚古 撰

校定延喜式五十卷五十本 藤原時平等 奉勅撰

尚古老人小藩主不昧侯の別号にて侯好古

癖ありて弱冠の頃より諸家の書を精究し世に

知る所多し七歳にして南北史の雕刻ありしと

聞く盛業と以ふべし

○會津藩日新館

玉山講義附錄三卷三本

三子傳心錄二卷　三本
二程治教錄二卷
右の二種は藩の始祖正之君の編述にかゝ
る所にして藩山崎闇齋を学侶となし一藩その
学風をむかふ所一藩皆一藩の土津靈神の始業水
大學辨斷一卷　一本
會津孝子傳五卷　二種共儒臣山崎泉撰
本朝通紀前編二十五卷　後篇二十卷　合廿四本
長井定宗撰

定宗は会津城下の富士形に歳十七のとき
綱目通鑑を讀終りて凡そ東土の編年體の
史形を成すを甲斐戦争能を待て時天文
七年戊申秋八月武田晴信遂に又信虎を自
立せしめ葉紀を以て邪教彰を
斥竟して十九歳のとき全部五十卷を成
し以当時の藩君主志摩君なりしを
要を下し全部を雕刻せしめ之を世の第板と
唱へるが如くなりしも全く藩の費に
て錄板出来せしめ法に板本平安の書肆に渡

[illegible]定宗[illegible]歳二十四歳[illegible]て
[illegible]を[illegible]年[illegible]を[illegible]高保中の[illegible]
東海[illegible]法[illegible]ふ[illegible]時の人宣宗[illegible]少壮
[illegible]の著述[illegible]と知られて文旅の錯
[illegible]事実の[illegible]と指摘されも少壮[illegible]て
[illegible]の大[illegible]書あるは一豪傑の士と謂つ
書経正文二巻二本
詩経正文二巻二本
論語正文二巻二本
孔傳孝経一巻一本 以上稽維嶽校刊

本詩詩一巻一本 唐孟陬撰 日人校刊
詩経世本古義廿八巻廿八本 明何楷古 広南校刊
書纂言四巻 元吳澄撰
二種いつれも活字板纂言[illegible]堯舜
典[illegible]洪範の[illegible]坊間に帝に有
当時の君[illegible]は古屋重次郎を信用[illegible]
由[illegible]童次郎[illegible]
[illegible]雕刻[illegible]
[illegible]出版[illegible]板を[illegible]て活
童子訓二巻二本

藩を容頃忠の著述ふ〳〵て一藩の子弟へ教
編〳〵のよりて雕刻あり〳〵形を白川侯藩侯
は序文を載せこの時今津九土誠を出来し
て〳〵ふ動傳もなく〳〵ふ續て雕刻を
多つもふ續逝しあまりて〳〵とこの外
なりとも有るも〳〵續の耳目のよりふ所のも
を以て

○高松藩講道館

嘗別遺稿七卷三本

元明史略三卷三本

宮詞百首一卷一本

和漢年鑑一卷一本 以上後友世鈞撰

訓点五經十一卷十一本

訓点四書章句集注十九卷十本

訓点小學句讀集注六卷四本

本を元明史略を古種講道館督學後藤芝
山の著述校刊形を芝山名也鈞字資中泳兵
衛と称を林風岡の男榴岳の門人形を四書
五經の訓点を三百年來薩州の僧桂庵四書
素讀本六卷日向の僧文之が玄昌和点本章

白集注十巻藤惟高の訓点十巻林羅山の道春点本四書十巻五経十一巻善夢長中の刻本を始めとしてその後菅玄同の浮菴の四書点本十巻山崎嘉の闇斎四書点本十巻小倉
添昭五経十一巻毛利貞斎中庸物茂原益軒安昌年影宋道庵大学芝山本各四書五経
北訓点本四書のみ訓点ハ之を見ル乙本
清香雲林庵本無名子庵本藤銅石斎本中斎
正佐本山本復斎本八尾竹林本新井白蛾本
中川伯仙本林家改点本なども此の外

数十家その外平仮名版本漢字本行仮名
自本平仮名版本漢点本九行十六字本九行
十七字本九行十八字本十行本なども唱えて
書肆の品と称家家板と称し百種ばかり乃
ち八黄元己庫　体版の違ふしてはと有
うるに紀事形式のちがふ後藤点と唱えて
芝山の訓点の海内ふ行なはれて今余の流
家の本匠版ならびに後藤点本も
寛政四年壬子五月上梓ふなりて文政之
年庚辰再刻し天保六年乙未ふ之刻し日十

一年度々ふ四刻〳〵ふつうふ五十年の内ふ
度〳〵雕刻をふ以ふるの板と書
肆〳〵鬻ぐ〳〵坊刻をけるとその
初板を〳〵藻遺館にて花板となりし〳〵

○赤石藩

學範一卷一本

悅巖集十卷六本

悅巖後集十卷六本 以上之種 梁邦美撰

○守山藩觀濤閣

論語徵集覽廿一卷廿一本

費字便覽解二卷一本

唐朝詩纂廿卷十本 後集廿卷十本

蔔經二卷二本

蔔經解五卷三本 以上藩主 黃能修撰

劉向新序十卷五本

古學範二卷二本

金華稿刪十卷六本 以上平士 中撰

戰國策考注五卷五本

天牘彙材三卷三本

大東詩篇七卷二本

唐詩選箋注七巻七本
唐詩選餘言二巻二本
絶句解辯書三巻三本
求古印譜二巻一本 江戸 清 元明撰

守山の黄檗僧も名形寛宇子猛黄龍と号し
り上物組来の学術を信用して服部南郭を
宰春臺ホの護社の諸子招致して経史を講
究し給ふ平賀金章を聘して師範とし主教
海をいとなみ時習の業を倣ふ長
一宗室の寺城屈して諸名士と直接し金章

没後ふらつりその遺詩文を編輯して
ひて雕刻させ毎巻ふ門人守山世子源頼寛
子猛編輯と題しその事西山云う集
章冰の文集を雕刻ありしとき毎巻人門人
檻中例言従三位西山源光圀と題し毎巻上
例形を我出の寺伸ハ孟子の西伯を
受ける伝ふ妨むもの多くして抵遊
謙譲にて文学の徒を愛接ける初めを文
学の士も門上利源のふ沈溺して道義を
もつて王侯貴人を動く享保を寛延

往頃まで小京士韋帶の士市井ふ儒者として
世に文學ふ粉はるものあるい見るべしも侯
家の招致あるてその人は學術振はずして
十人ゝ十人一様ゝ思ふあらざるも王
侯を伸本供まて儒士の宅へ訪尋しあるべ
あるい韋ふしてさして務めしるも世上の
その如もいさうしゝの室暦昭和のゝ流らて
してその凡者自治おゝへ中ゝうて寺
山黄龍云金華を聘しあるまゝ本供まて駒
込の金華ゝ宅へゆゝうて宋儒の礼を侍へ又

老臣戸崎先明著をして贄物其門ふ執ゝ
むゝと実ふ千古ふ美談ゝいふべし

東京林縫之助藏書